

令和 3 年 度 事 業 計 画

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 手話言語獲得習得支援研究機構

I 事業の実施方針

事業開始年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について着実に事業を実施するとともに、積極的な広報活動を行い、会員の拡大をめざす。

特定非営利活動に係る事業については、子ども及びその保護者等に対して、言語としての手話の獲得・習得その他の支援に関する事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

①子ども及びその保護者等（以下「子ども等」という。）の言語としての手話の獲得又は習得の支援等（以下「手話獲得支援等」という。）及び手話言語に係る企画立案、研究及び政策提言に関する事業

【内 容】 言語としての手話の獲得又は習得等（以下「手話獲得等」という。）のための施策の企画立案及び研究を実施し、行政庁とりわけ大阪府や関係機関に対し政策提言等を行う。

【実施場所】 大阪府中央区谷町1丁目7番4号 MF天満橋ビル7階B号室（以下「法人本部」という。）大阪府大阪市東成区中道1丁目3-59（以下、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」という。）その他の場所

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 大阪府などの行政庁のほか、学識者・福祉・保健医療・教育分野の関係機関等（以下「関係機関等」という。）

【収 益】 別紙の通り

【費 用】 別紙の通り

②子ども等に係る相談支援事業

【内 容】 聴覚に障がいのある子ども等の心理的不安の解消や所要の支援等を行うため、必要な相談支援を行う。

【実施場所】 法人本部、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、その他の場所

【実施日時】 毎週木曜日その他相談者の希望により随時

【事業の対象者】 聴覚に障がい（その疑い含む。）のある子どもの保護者等

【収 益】 別紙の通り

【費 用】 別紙の通り

③子ども等の手話獲得支援等に関する事業

【内 容】 子ども等の言語としての手話の獲得又は習得支援を行う。

【実施場所】 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、その他の場所

【実施日時】 毎月第一・第三土曜日その他の日

【事業の対象者】 子ども等その他の者

【収 益】 別紙の通り

【費 用】 別紙の通り

④子ども等の手話獲得支援等に係る専門人材の養成及び派遣に関する事業

【内 容】 手話獲得支援等に係る専門人材を養成し、派遣する。

【実施場所】 法人本部、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、その他の場所

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 手話獲得支援等の専門人材になることを希望する者等

【収 益】 別紙の通り

【費 用】 別紙の通り

⑤子ども等の手話獲得支援等に係る関係機関との連携体制の構築等に関する事業

【内 容】 関係機関等によるネットワークからなる連携会議等を運営する。

【実施場所】 法人本部、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、その他の場所

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 関係機関等

【収 益】 別紙の通り

【費 用】 別紙の通り

⑥手話通訳技術の向上等に関する事業

※当該年度は事業の実施を予定していません。

⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

※当該年度は事業の実施を予定していません。

2 その他の事業

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。